

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 第2次北海道アイヌ政策推進検討会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 次に該当する方は、傍聴することができません。
 - ① 酒気を帯びていると認められる方
 - ② 会議の進行の妨げになると認められるものを携帯している方
 - ③ その他、運営者において傍聴が不相当と認める方
- (2) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。
 - ① 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - ② みだりに傍聴席を離れる、飲食、写真撮影、録画、録音等はできません。
 - ③ 会議の途中において、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じることとなった場合は、その後の会議を非公開にすることがあります。その場合は、退場していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
 - ④ その他、会議の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。